

インターネット取引における 製品安全の確保

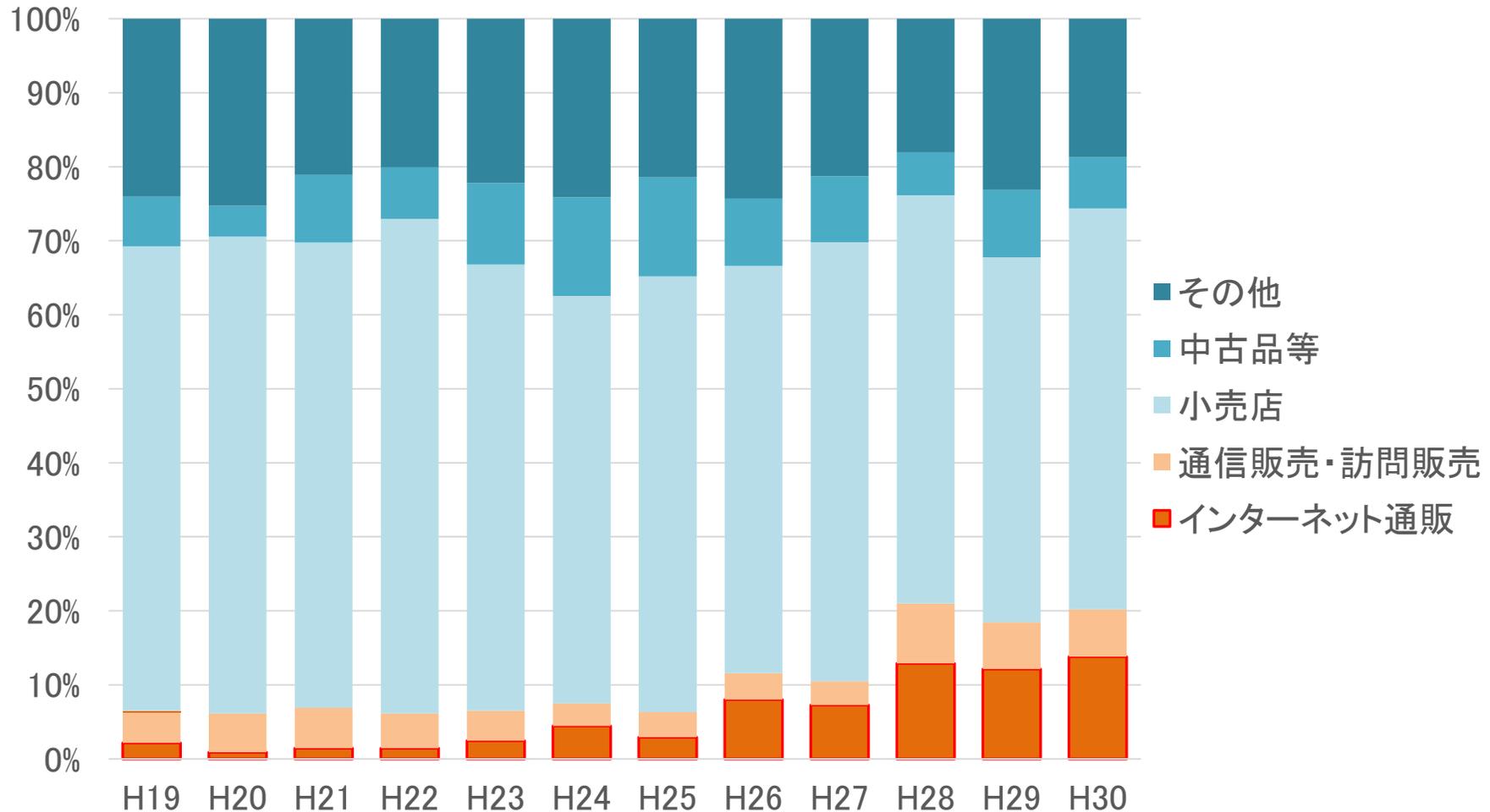
平成31年3月4日
経済産業省
産業保安グループ
製品安全課

【再掲】重大製品事故が起きた製品の入手先

- 10年間でインターネット通販で購入した製品による事故の比率が増加。

重大製品事故の製品入手経路

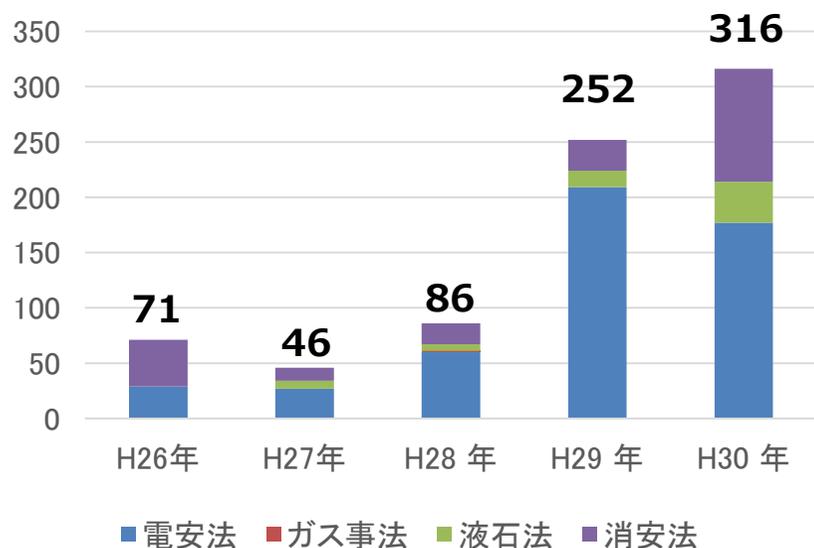
※年度集計、2018年度は4月から11月8日受付分まで



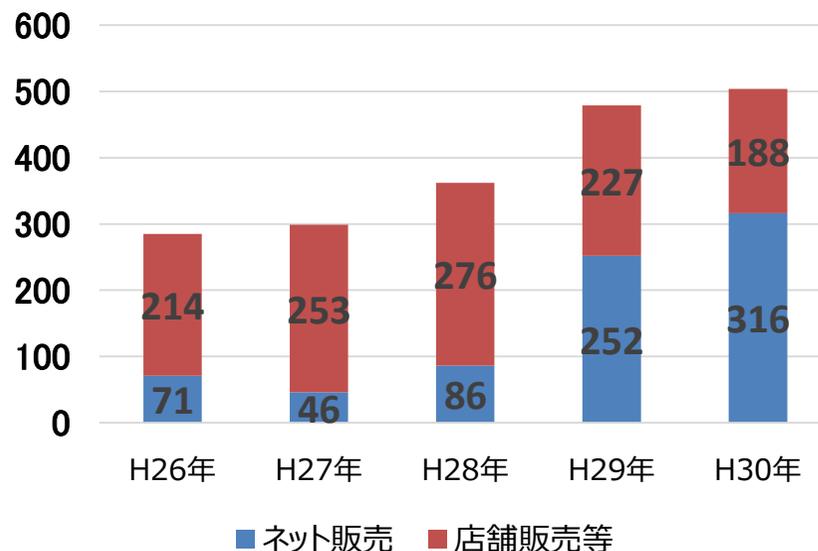
インターネットを通じた違反品販売の現状（推移）

- 電子商取引の拡大に伴い、製品安全関係法に抵触するものと経済産業省が確認した件数のうち、インターネット販売における件数の割合は増加傾向にある。※国内の取引に限る。

製品安全関係法各法における
インターネットを通じた違反件数の推移



インターネット販売/店頭販売
それぞれにおける違反件数の推移



インターネットにおける違反品販売の形態（件数）

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
モール	42	33	68	215	300
自社HP	29	13	18	37	16

【参考】OECD共同啓発キャンペーン

- 経済協力開発機構(OECD)では『国際共同啓発キャンペーン』を毎年異なるテーマで開催し、OECD 加盟国及び非加盟が製品安全に係る懸念を協調して普及啓発を行っているところ。
- 今年度は11月の国際製品安全週間に合わせ、「オンライン上で販売される製品の安全性に関する国際共同啓発キャンペーン」が実施され、オンラインにおけるプラットフォーム・販売者・消費者への注意喚起が行われた。消費者庁と連携して当該取組へ参加。
- 特に販売者に向けた注意点を経済産業省HPに公表、ネットモール事業者と連携して周知を実施。

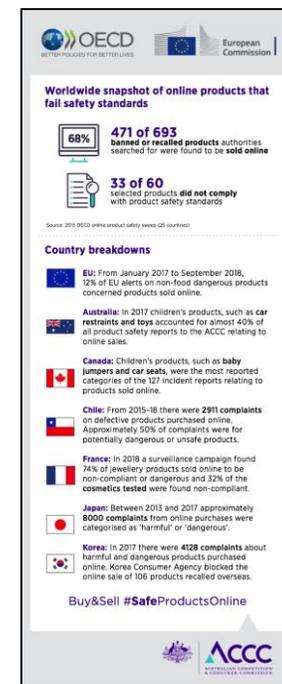
※2018年OECD 国際共同啓発キャンペーン -オンライン上で販売される製品の安全- を受けた販売者の皆様へ（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/2018oecd_global_campaign.pdf

販売者への注意喚起内容のポイント

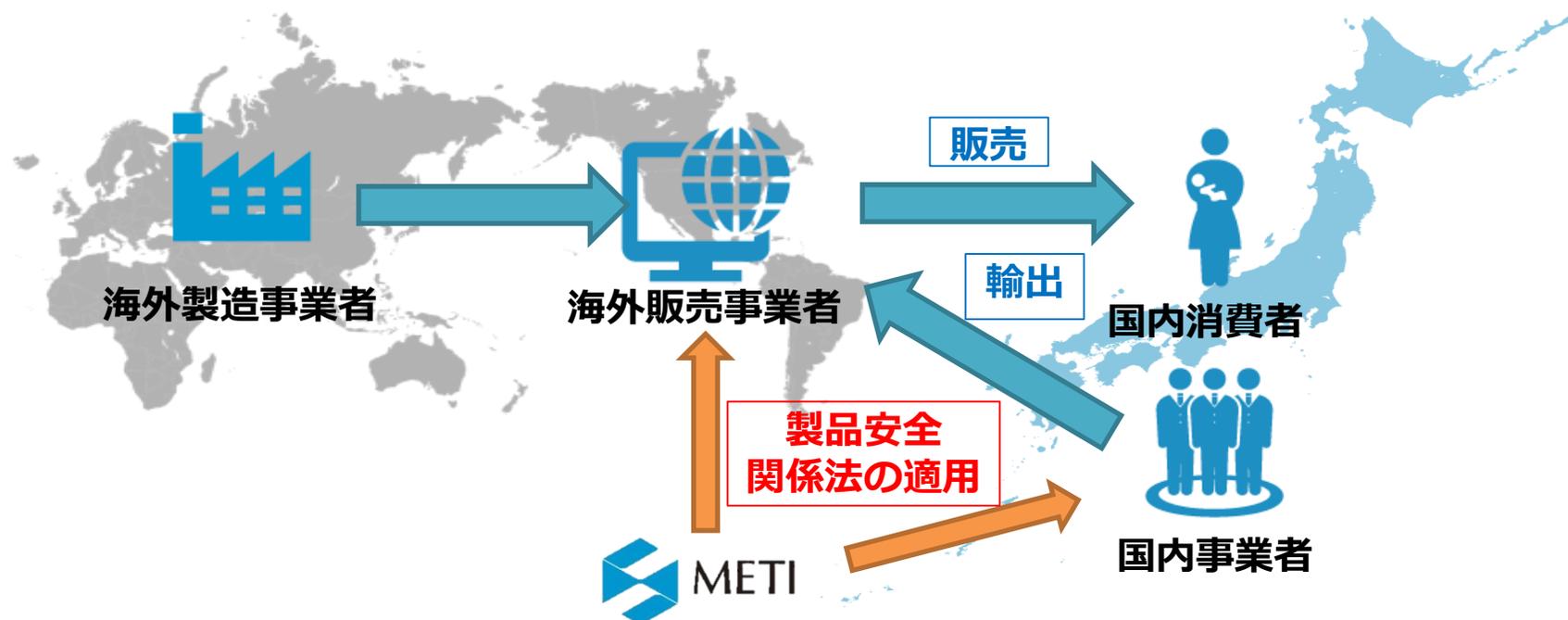
- ① 消費者や関係当局がすぐに連絡出来る様、連絡先の詳細（特定商取引に関する法律に基づき、事業者名・責任者名・メールアドレス等）を適切に記載する。
- ② 製品提供先の国・地域の製品安全法令を理解・遵守する。
- ③ 消費者に対して製品安全に係る情報を正確かつアクセスしやすい形式で共有する。
- ④ 海外の消費者等との取引においては、ラベル・警告・説明等を適切な言語で記載し、現地の消費者が容易に理解できるようにする。
- ⑤ 国内外の関連政府機関のHPや注意喚起メールへの登録等を通じ、安全上販売すべきでない製品を把握する。
- ⑥ 製品安全上の懸念が発生した際は、影響を受ける消費者へ直接的かつ効果的に留意事項を伝える。

OECDによる共同啓発キャンペーン



【参考】海外事業者等に対する製品安全関係法の適用について

- 検討会において、我が国において製品安全関係法に違反する製品を流通させる行為は、海外販売事業者によるものであっても製品安全関係法の適用対象となると整理。
- 平成30年7月に、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」へ反映。
- また、海外事業者に製品安全関係法を適用することの法的な効果と具体的な手続き（例：海外事業者に対する違反事実の通知）については今後整理が必要。



※製品安全関係法に違反する製品を輸出する国内の事業者が、輸出先の海外事業者が当該製品を我が国に流通させることを知って輸出した場合も、当該輸出は製品安全関係法の適用対象となる。

モール運営事業者との協力体制

- モール運営事業者では、**モバイルバッテリーを中心とするリチウムイオン蓄電池に関する注意喚起や製品安全関係法の概要**などについて、**出品者に対する周知を実施**。ヤフーは昨年12月、今年1月と繰り返し周知を図り、継続的な取組も行われている。
- 引き続き、個別製品に関する注意喚起や製品安全関係法の理解促進に向けた情報提供等について連携。

製品安全関係法に関する各モール運営事業者の取組事例（その1）

<アマゾン>

[Help / 案内 - ガイドライン / リコールは製品の安全性 / モバイルバッテリー / パワーバンク](#)

モバイルバッテリー / パワーバンク

重要: Amazonで商品を販売する場合、すべての商品および出品行為に関して適用される国のすべての法令およびAmazonポリシーを遵守する必要があります。

モバイルバッテリーとは、スマートフォンやタブレットなどの様々なデバイスを充電でき、持ち運びができるリチウムイオンバッテリーのことです。パワーバンクとも呼ばれます。

Amazon上のすべてのモバイルバッテリーやパワーバンクは特定の認定基準を満たす必要があり、Amazonはこれらの基準を満たしていないものを削除する可能性があります。これらの商品をAmazonで出品するには、次の情報を [ip-electronics-safety@amazon.co.jp](mailto:safety@amazon.co.jp) に送信し、申請する必要があります。

1. 会社名
2. 出品者ID
3. Eメールアドレス
4. 電話番号
5. 継続販売を希望するASINのリスト
6. 電気用品安全法に準拠していることを証明する以下の書類すべて <電気用品安全法対象の場合>

- a. 電気用品製造承認申請書もしくは電気用品輸入事業届出書の写し（経済産業省の登録印が押印されたもの、及び形式の区分表も同出しください）
- b. 定格電圧（PSEマークが付けられている箇所）の写真（PSE記号、届出事業者名、定格電圧などが読み取れること）
- c. （定格電圧に）経済産業省へ届け出た事業者名とは異なる名称（敬称）を表示される場合、（経済産業省）から承認を受けた際の根拠となるもの
- d. 自主検査記録

<電気用品安全法非対象の場合>

- a. 体積エネルギー密度に対する確認書
- b. 仕様書等（体積エネルギー密度確認書の根拠資料）
- 6について、（定格電圧に）経済産業省へ届け出た事業者名とは異なる名称の根拠となるものを提出してください
- 6の書類はASINごとに提出してください。（添付文書等のファイル名はASIN）
- 審査状況によっては、追加で書類提出をお願いする場合があります。あらかじめ

なお、上記情報の提出をもって、出品者は提出した情報が真実かつ正確であること

[電気用品安全法（PSE）](#)



モバイルバッテリーの安全な使用について

モバイルバッテリーおよびその関連商品につきましてはNITE(製品評価技術基盤機構)より以下の注意喚起が出た使用方法に起因した事故も発生しており、お客様には適切な安全にご使用いただくため、ぜひ以下の内容をご

◆急増!ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマホの事故 ~リコール製品や誤った使い方に注意しましょう URL: <http://www.nite.go.jp/jko/chuikanki/press/2017fy/prs170727.html>

・就寝中は充電を控えるか、枕元や寝具の側で充電せず、燃えやすいものが周囲にない場所で充電してください。

・実際の事故事例やその他の注意事項は上記URLからぜひご確認ください。

・ご使用のWebブラウザが種別によりアクセスできない場合があります。その場合は、直接URLを上部のアクセスバーへ入力してアクセスしてください。

このページの製品安全情報は商品の安全な利用に役立ちますか？

(Amazonでは皆様からいただいたご意見を元にコンテンツの充実や改善を図っていきます)

- 5: とても思う
- 4: やや思う
- 3: どちらでもない
- 2: あまり思うわない
- 1: 全く思うわない

< KDDI コマースフォード >

| モバイルバッテリーを出品される店舗様へお知らせ

いつもWowma!をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年事故が多発しているモバイルバッテリーについて、平成30年2月1日付の通達改正により、電気用品安全法の規制対象となりました。

平成31年2月1日以降は、PSEマークの無いモバイルバッテリーは販売禁止（流通在庫を含む）となりますのでご注意ください。詳細は、以下の経済産業省のウェブサイトをご確認ください。

▼電気用品安全法 モバイルバッテリーについて（外部リンク）

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.html#t9>

▼電気用品安全法 モバイルバッテリーに関するFAQ（外部リンク）

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/mlb_faq.html

▼インターネット取引で製品を販売される皆様へ（外部リンク）

http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/seller_product-safety-4law-overview.pdf

モール運営事業者との協力体制

製品安全関係法に関する各モール運営事業者の取組事例（その2）

<メルカリ>

メルカリガイド > 禁止されている出品物

メルカリガイド

禁止されている出品物

- ・ 偽ブランド品、正用品と確証のないもの
- ・ 知的財産権を侵害するもの
- ・ 盗難品など不正な経路で入手した商品
- ・ 犯罪や違法行為に使用されるまたはそのおそれのあるもの
- ・ 危険物や安全性に問題があるもの
- ・ 児童ポルノやそれに類するとみなされるもの

<モバオク>

モバオク!

オークションするならモバオク！
ようこそゲストさん 今すぐ登録する

マイページ | 出品 | 出品一覧
ご利用ガイド | よくある質問

すべてのオークション

トップページ ⇒ お知らせ ⇒ カテゴリ別お知らせ ⇒ お知らせ詳細

お知らせ

PSEマークのないモバイルバッテリー等について(2019/01/17)

いつもモバオクをご利用いただきありがとうございます。

2019年2月1日(金)以降、PSEマークのないモバイルバッテリーは販売禁止(流通在庫を含む)となります。

▼経済産業省 電気用品安全法(外部サイトへ接続します)

[モバイルバッテリーについて](#)
[モバイルバッテリーに関するFAQ](#)

該当製品の出品をご検討の際は、上記経済産業省の発表をご確認ください。

2月1日以降、安全基準に適合しないモバイルバッテリーの出品が確認された場合には、予告なく削除させていただく場合がございます。

あわせて、製品安全4法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)が指定する商品についても、出品情報から判断し、個別に対応をさせていただく場合がございます。

※上記法令に定められた製品を販売・購入の際は必ずPSEマークの表示が付されているが確認下さい。法令に適合した対象製品はPSマークが付されます。表示のない対象製品は安全性が確認されていないので、注意が必要です。

[経済産業省「オークションサイト・フリマサイトで取引をされる皆様へ」\(PDF形式\)](#)

以上については、モバオクの「出品禁止アイテム及び禁止行為」内にも記載を行っております。

[15 刃物・武器・危険物](#)

ご利用者の安全に係る取り組みに、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
今後ともモバオクをよろしくお願いたします。

危険物や安全性に問題があるもの ▲

法令に抵触するもの、法令に抵触する状態に改造を施したものなどの出品を禁止します。

人体に危険を及ぼす可能性がある商品の出品も禁止します。

■主な違反商品

- ・ 花火や火薬など
- ・ PSマーク、PSCマークがないことで法令に抵触するもの
- ・ 法令に抵触するレーザーポインター類
- ・ 法令に抵触するトランシーバーなど
- ・ 使用期限切れの化粧品類
- ・ 開封済みの衛生用品など

商品に応じて、PSマークやPSCマークの認識できる画像の掲載をお願いする場合がございます。

2019年2月1日(金)以降は、PSEマークのないモバイルバッテリーは販売禁止(流通在庫を含む)となります。詳細は [経済産業省HP](#) をご覧ください。

モール運営事業者との協力体制

製品安全関係法に関する各モール運営事業者の取組事例（その3）

<ヤフー>

ヤフオク! IDでもっと便利に新規取得
ログイン

お知らせ

ルール追加/変更 2018年12月06日

PSEマークのないモバイルバッテリーの取り扱いについて

ツイート 0 BI

いつもヤフオク!をご利用いただき、誠にありがとうございます。

経済産業省の発表にもありますとおり、平成31年2月1日（金）以降は、PSEマークのないモバイルバッテリーは販売禁止（流通在庫を含む）となります。

該当製品をお取り扱いの出品者の方におかれましては、経済産業省の発表をご確認いただき、安全基準に適合しないモバイルバッテリーの出品はお控えくださいますようお願いいたします。

◇電気用品安全法 モバイルバッテリーについて（経済産業省）
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.html>

◇電気用品安全法 モバイルバッテリーに関するFAQ（経済産業省）
http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/mlb_faq.html

◇オークションサイト・フリマサイトで取引をされる皆様へ（経済産業省）
http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/ctoc_product_view.pdf
(PDF形式：479KB)

電気用品安全法についてご不明な点がある場合は、以下の窓口に直接お問い合わせください。

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課
電話番号（直通）03-3501-4707

今後ともヤフオク!をよろしくお願いたします。

<リクルートライフスタイル>

ボンパレモール

すべて



ボンパレモール > 経済産業省からのお知らせ

ご利用ガイド

- ▶ ご利用ガイドトップ
- ▶ 商品を探す
- ▶ 商品を購入する
- ▶ 商品のお届け
- ▶ 会員登録について

その他

- ▶ 利用規約
- ▶ ID・会員規約
- ▶ レビューガイドライン
- ▶ 店頭受取ガイドライン
- ▶ クーポンガイドライン

経済産業省からのお知らせ

いつもボンパレモールをご利用いただき、誠にありがとうございます。

経済産業省より近年事故が多発しているモバイルバッテリーについて平成30年2月1日付けの通達改正により、電気用品安全法の規制対象となることを踏まえ注意喚起が行われています。
平成31年2月1日以降は、PSEマークの無いモバイルバッテリーは販売禁止（流通在庫を含む）となりますので、モバイルバッテリーご購入の検討にあたっては下記のサイトをご参照ください。

ご参考)

○経済産業省「モバイルバッテリーによる事故にご注意」
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics/mlb/mlb-flyer.pdf>
※記載のURLは不定期に更新される可能性があります。

2019年1月9日
株式会社リクルートライフスタイル ボンパレモール

出店者様向けお知らせ

ショッピングトップ > 出店者様向けお知らせ > 追加されたルール > 【重要】PSEマークのないモバイルバッテ

【重要】PSEマークのないモバイルバッテリーの取り扱いについて

追加されたルール 2018年12月06日

ツイート G+

経済産業省の発表にもありますとおり、2019年2月1日（金）以降は、PSEマークのないモバイルバッテリーは販売禁止（流通在庫を含む）となります。

該当製品をお取り扱いの出店者様におかれましては、経済産業省の発表をご確認いただき、安全基準に適合しないモバイルバッテリーの販売をお控えくださいますようお願いいたします。

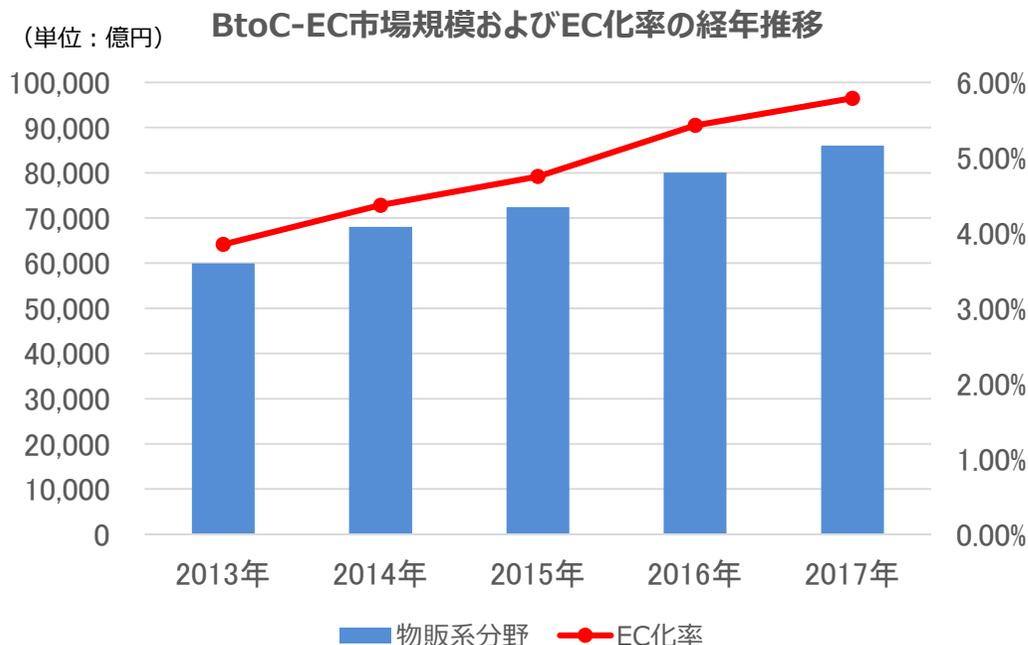
- 電気用品安全法 モバイルバッテリーについて（経済産業省）（外部リンク）
- 電気用品安全法 モバイルバッテリーに関するFAQ（経済産業省）（外部リンク）
- インターネット取引で製品を販売される皆様へ（経済産業省）（外部リンク）

電気用品安全法についてご不明な点がある場合は、以下の窓口に直接お問い合わせくださいますようお願いいたします。

◆経済産業省 産業保安グループ 製品安全課
電話番号（直通）03-3501-4707

インターネット取引での製品安全対策に向けた調査

- 近年の電子商取引の市場規模拡大に応じて、海外事業者等からインターネット経由で販売される技術基準を満たしていない製品が市場に流通する恐れがあり、こうした事象による製品の事故が今後増加することが懸念される。
- 一方、製品安全関連法は、国内の実店舗で販売が行われることを前提に法制化されているため、モール運営事業者の位置づけやモール運営事業者を通じた日本国内向けの海外販売事業者は、明確に位置づけられていない。こうした状況は、日本国内だけでなく、海外各国においても同様と考えられる。また、日本国内におけるインターネット取引に関係する法令も類似の課題を有している可能性がある。
- 以上を踏まえ、今後のインターネット販売における製品安全確保の在り方を検討すべく、各国・各法におけるインターネット取引に関する取組について調査を実施中。今年度3月末にとりまとめ予定。



参考：我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）

調査内容

- 海外での製造・輸入・販売事業者に対する製品安全の規制等に関する動向調査
- 法執行を見据えたインターネット取引における規制法令の体系整理

等